



2019年2月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 千 趣 会  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 梶 原 健 司  
 (コード番号 8165 東証 第一部)  
 問 合 せ 先 コーポレート本部 本部長 高橋 哲也  
 (TEL 06-6881-3220)

定款の一部変更、資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年3月28日開催予定の第74期定時株主総会に、定款の一部変更、資本金の額の減少及び剰余金の処分（その他資本剰余金の額の減少、剰余金の配当（優先株式））について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

以下の理由により、当社定款のうち、次に記載する項目を変更するものであります。

(1) 2019年1月1日に完全子会社の千趣会ゼネラルサービス株式会社及び株式会社千趣ビジネスサービスを吸収合併したことに伴い、子会社が営んでいた事業内容に合わせ、当社定款第2条に当該事業目的を追加するものであります。

(2) 当社本店の移転に伴い、当社定款第12条の2第8項及び第12条の3第8項に記載のA種及びB類優先株式の取得請求受付場所の住所の記載を変更（削除）するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～ (条文省略) 28. (新 設) <u>29.</u> 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～ (現行どおり) 28. 29. <u>クレジットカード事業</u> <u>30.</u> 前各号に付帯する一切の業務

現 行 定 款	変 更 案
<p>(A種優先株式)</p> <p>第12条の2 当社の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>2 ～ (条文省略) 7</p> <p>8. 普通株式を対価とする取得請求権 A種優先株主は、当社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてA種優先株式を取得することを請求することができる。</p> <p>(1) ～ (条文省略) (2)</p> <p>(3) 取得請求受付場所 <u>大阪市北区同心一丁目8番9号</u> 株式会社千趣会</p> <p>(4) (条文省略) 9 ～ (条文省略) 10</p> <p>(B種優先株式)</p> <p>第12条の3 当社の発行するB種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>2 ～ (条文省略) 7</p> <p>8. 普通株式を対価とする取得請求権 B種優先株主は、当社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することができる。</p> <p>(1) ～ (条文省略) (2)</p> <p>(3) 取得請求受付場所 <u>大阪市北区同心一丁目8番9号</u> 株式会社千趣会</p> <p>(4) (条文省略) 9 ～ (条文省略) 10</p>	<p>(A種優先株式)</p> <p>第12条の2 当社の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>2 ～ (現行どおり) 7</p> <p>8. 普通株式を対価とする取得請求権 A種優先株主は、当社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてA種優先株式を取得することを請求することができる。</p> <p>(1) ～ (現行どおり) (2)</p> <p>(3) 取得請求受付場所 株式会社千趣会本店</p> <p>(4) (現行どおり) 9 ～ (現行どおり) 10</p> <p>(B種優先株式)</p> <p>第12条の3 当社の発行するB種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>2 ～ (現行どおり) 7</p> <p>8. 普通株式を対価とする取得請求権 B種優先株主は、当社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することができる。</p> <p>(1) ～ (現行どおり) (2)</p> <p>(3) 取得請求受付場所 株式会社千趣会本店</p> <p>(4) (現行どおり) 9 ～ (現行どおり) 10</p>

## II. 資本金の額の減少について

### 1. 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するとともに、適切な税制の適用により将来キャッシュ・フローを増加させることを目的として、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

### 2. 資本金の額の減少の要領

#### (1) 減少すべき資本金の額

資本金の額 22,304,934,244 円を 22,204,934,244 円減少して、100,000,000 円とします。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額の減少を上記のとおり行った上で、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。

### 3. 資本金の額の減少の日程 (予定)

(1) 取締役会決議日	2019年2月15日
(2) 株主総会決議日	2019年3月28日(予定)
(3) 債権者異議申述 最終期日	2019年5月7日(予定)
(4) 効力発生日	2019年5月8日(予定)

### 4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額の変動はございません。また、本件により税負担が軽減される見込みですが、具体的な金額は精査中であり、業績予想の修正が必要な場合には速やかに公表いたします。

なお、上記内容につきましては、2019年3月28日開催予定の第74期定時株主総会において議案が承認可決され、債権者異議申述がないことを条件としております。

## III. 剰余金の処分について

### 1. その他資本剰余金の額の減少

#### (1) その他資本剰余金の額の減少の目的

当社単独の貸借対照表において、2019年12月期の繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に復配できる体制を実現するため、会社法に基づき剰余金の処分を行うものです。

#### (2) その他資本剰余金の額の減少の要領

##### ①減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 6,065,778,705 円

##### ②増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 6,065,778,705 円

(3) その他資本剰余金の額の減少の日程 (予定)

① 取締役会決議日	2019年2月15日
② 株主総会決議日	2019年3月28日
③ 効力発生日	2019年3月28日

(4) 今後の見通し

本件は、純資産の部における資本金をその他資本剰余金の勘定とする科目間の振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、業績に影響を与えるものではありません。

2. 剰余金の配当について (優先株式)

(1) 配当の内容

(A種優先株式)

	決定額	直近の配当予想 (2018年10月26日公表)	前期実績 (2017年12月期)
基準日	2018年12月31日	2018年12月31日	—
1株当たり配当金	15,178,083円	15,178,083円	—
配当金総額	75,890,415円	75,890,415円	—
効力発生日	2019年3月29日	—	—
配当原資	資本剰余金	—	—

(注) 純資産減少割合 0.002

(2) 理由

優先株式に対する配当につきましては、発行時に定めた所定の計算に基づき、実施することといたしました。

しかしながら、普通株式の配当につきましては、当期純損失を計上いたしましたので、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきたく存じます。

当社といたしましては、中期経営計画を着実に実行することにより、収益基盤の強化及び財務体質の改善を実現し、早期に普通株主の皆様へ復配できるよう努めてまいります。

以上